

埼玉県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

第1条 (チームの加盟)

- (1) 埼玉県小学生バレーボール連盟（以下、本連盟という）の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体および構成員が、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、JVAという）と本連盟に登録された団体（以下、登録団体という）でなければならない。
- (2) 加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度（MRS）にチーム登録を済ませ、本連盟に申請するものとする。
- (3) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条 (チーム代表者)

- (1) チームの代表者は、JVAに個人登録された選手（以下、JVAメンバーという）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。
- (2) チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDとパスワードを必ず通知しなければならない。

第3条 (JVAメンバー (選手カテゴリー))

登録構成員の資格は、以下のとおりとする。

- (1) 小学生
都道府県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12歳未満の者。
- (2) JVAに個人登録を済ませた者であること。
- (3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。

第4条 (JVA個人登録)

- (1) JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。

第5条 (移籍)

- (1) 登録団体（チーム代表者）は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- (2) チーム代表者は、JVAメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- (3) 他の都道府県への移籍は、保護者と代表者において、安全の確認を行った上で認めるものとする。

- (4) 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

第6条 (競技会への参加)

- (1) 日本小学生バレーボール連盟（以下、日小連という）または本連盟の主催または共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- (2) 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チームの構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- (3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が12名（埼玉県大会は14名）に満たないチームの場合は、競技会へ参加することができる。
- (4) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

第7条 (ベンチ役員)

日小連や本連盟の主催または共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4・スタートコーチまたは全国小学生バレーボール指導者講習会受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなければならない。また、ベンチ役員の成人は、年度初めに宣誓書に署名・捺印を行い、JVAメンバーに登録しなければならない。

第8条 (懲罰)

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると日小連または本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第9条 (大会要項)

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会要項を併用して適用する。

第10条 (その他)

登録団体の関係者及び登録された構成員は、JVAの「チーム加盟及び個人登録規程」と「競技者及び役員倫理規程」を守らなければならない。

附 則

本規程は、平成20年4月29日より適用する。

本規程は、平成24年4月29日より適用する。

本規程は、平成27年4月19日より適用する。

本規程は、平成28年4月9日より適用する。

本規程は、平成29年4月30日より適用する。

本規程は、平成30年4月14日より適用する。

本規程は、平成31年4月13日より適用する。

本規程は、令和2年6月27日より適用する。